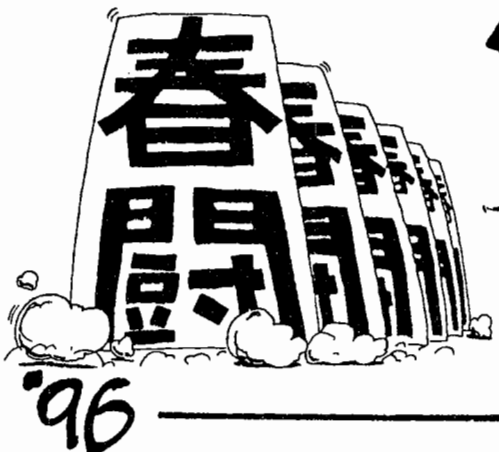




日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番
96.3.14 No. 4358



貨物格差 低額回答粉碎へ

JR総連・日貨労の 東切りを許すな。

九六春闘は、前号の日刊(四五七号)で提起したとおり、昨年日経連が発表した「新時代の日本の経営」(日経連プロジェクト報告)に基づく、賃金破壊、雇用破壊、労組破壊路線とのはじめての対決となるという意味で、これまでにない重要な位置をもった闘いとなっている。すでに日経連は、「ベアは論外、定昇ゼロ」等の方針を打ちだし、連合も「雇用創出」の名のもとに、年功制賃金や終身雇用制を自ら放棄しようとしています。

またJRでは、分割・民営化政策の破綻という状況を背景とし、JR総連の裏切りを直接の契機として、賃金格差がさらに拡大されようとしています。

JR総連・日貨労の委員長である、革マル城石は、「カーゴニュース」という専門誌のインタビューの中で、「再建計画ともいえるフレイト」の発表の時も、第三次「労使共同・協力宣言」を締結し、ストは自粛して、営業活動にも応えていく、と社会に対して約束して頑張ってきたつもりです、我々はこ

の九年間に生産性を三倍に上げてきたんです。しかし、労働条件は三倍なんかにはなっていない。逆にJRグループの中では最低条件です。ある意味ではやむを得ないということにはわかっているつもり、と発言しています。

赤字をはじめ、貨物の矛盾の根本原因は、分割・民営化にあるのであって、現場の労働者に犠牲を転化することなど許せません！



分割・民営化の翌年からの会社間格差の強行によって、同年代で、貨物の労働者は毎月一万二千元〜一万五千元、年間においても一時金格差によって一〇〇〜二〇万円の減収を余儀なくされています。

われわれ動労千葉は、旅客・貨物・被解雇者、三位一体となつて、全員で怒りを共有し、日貨労の裏切り許さず、貨物格差低額回答粉碎！九六春闘に総決起しよう！

3.22春闘勝利 総決起集会



「組合事務所明渡事件」で 津田沼支部・社司支部長、 組合事務所の必要性証言。

三月八日、一〇時三〇分より、千葉地裁において、「組合事務所明渡事件」の第二五回公判が開かれ、津田沼支部・社司支部長が証人として出廷し、津田沼支部組合事務所の必要性などを証言した。

三月八日、一〇時三〇分より、千葉地裁において、「組合事務所明渡事件」の第二五回公判が開かれ、津田沼支部・社司支部長が証人として出廷し、津田沼支部組合事務所の必要性などを証言した。

社司支部長に対する会社側反問終了後、今後の裁判の進捗について、組合側から新たに一名の証人申請を行なった。しかし、裁判所は「必要を認めない」として証人申請を却下する。不当な決定を行なってきた。

社司支部長に対する証人尋問では、まず、一九七〇年の津田沼支部結成から七三年の組合事務所使用開始以降、一貫して組合事務所を使用し、現在でも組合活動上必要不可欠であること

を明らかにした。次に、津田沼支部組合員数について証言し、八六年三月、同十一月、九一年三月と度々なる業務移管による業務縮小と、それにともなう強制配転などにより津田沼支部組合員数が激減しているなど、動労千葉の影響を削減するための不当労働行為がことある度に行なわれてきたこと、そして最後に、現在の組合事務所の使用状況などを証言した。

われわれは、こうした反動的な裁判所の訴訟指揮を弾劾するとともに、不当な結審策動を粉碎しよう。職場生産点での闘いをより強化し、組織破壊攻撃とじてかけられている組合事務所明渡裁判に勝利しよう。